

第5 他法他施策の活用

第5章 他法他施策の活用

この章で扱う事項

他法他施策について

- ・年金の繰上げ受給について . . . 問5-1
- ・厚生年金脱退手当金の取扱い . . . 問5-2
- ・厚生年金（第3号被保険者）の特例について . . . 問5-3
- ・行旅病人の取扱い . . . 問5-4

キーワード

【他法他施策活用】

生活保護実施上における他法他施策の活用とは、社会保険制度に基づく保険給付、恩給、その他最低生活を充足するために用いることのできる諸制度による給付又は扶助は、公的扶助としての生活保護制度の適用より先に、その活用が図られるべきものであることを意味している。

保護の補足性の原理から、法第4条1項にいう「資産、能力その他あらゆるもの」の中には、他法他施策に基づく給付及び扶助が当然含まれるものと解されることから、「利用し得る」ものであれば、それを「活用すること」が求められるのである。

国の法律、地方自治体の条例及び規則、要綱等で支給されるものにより、最低生活需要をまかなうことが可能な範囲においては、生活保護法上の扶助は適用されないとするのは、給付が重複することにより、結果として最低生活需要から乖離した扶助の内容となることを避ける意味もある。

ただし、福祉的給付金の一部や給付目的の性質上、収入認定除外とすべき金品については、他法他施策活用をしつつ、併せて保護制度の適用を許容する運用がなされる場合もあるので、これらの制度の取扱いにあたっては注意が必要である。

（参照）巻末〔参考資料〕に掲載

参考資料18 「主な他法他施策」

参考資料19 「主な社会福祉施設」

(問 5 - 1) 年金の繰上げ受給

老齢基礎年金の受給資格を満たしている 60 歳以上 65 歳未満の者は、繰上げ支給を請求できることとなっているが、他法活用の点から繰上げ支給の請求について指導を行うべきか。

保護は、「利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」を活用することを要件として行われることになっている。その意味では、繰上げ支給の申請を行えば受給が可能となる年金についても、活用を求める対象と考えることができる。

しかし、繰上げ支給される年金は、満 65 歳になってから支給されるはずの年金額が減額されて支給されるものであり、被（要）保護者の今後の自立を展望すれば好ましいものではない。また、年金受給者の中で、繰上げ支給を受けることが一般的な例になっているとは言えず、福祉事務所の指導をもって繰上げ支給の請求を行わせることには問題が多い。

したがって、本人の純然たる希望により請求する場合の他は、繰上げ支給の請求の必要はないものである。

また、たとえ減額されることになるとはいえ、その繰上げ支給される年金を得ると保護の要否判定上保護が否となるような場合においても、繰上げ支給を請求するか否かは、あくまでも本人の選択に委ねるべきである。

なお、満 66 歳以後に繰り下げて増額された年金を受給しようとすることは、生活保護制度の中では認められない。

23

(問5-2) 厚生年金脱退手当金の取扱い

60歳代の被保護者の年金受給資格を調査したところ、加入年数が支給要件を満たさないことが分かった。厚生年金脱退手当金の申請指導を行うべきか。

厚生年金脱退手当金は、昭和16年4月1日以前に生まれ、5年以上厚生年金に加入していた者で老齢基礎年金の受給権を有さない者に対して、本人の申請に基づき支給される。

脱退手当金の受給の可否については、年金事務所で年金受給資格等を調査の上判断することから、その判断に従って申請の助言指導を行う。

脱退手当金を受給した場合は、次第8-3(2)ア恩給、年金等の収入として認定する。

(問5-3) 厚生年金(第3号被保険者)の特例について

第3号被保険者の届けが遅れた場合の取り扱いについて、どのように指導すべきか。

第3号被保険者の届出が遅れたときには、2年前まで遡って第3号被保険者の期間となるが、それ以前の期間は「保険料未納と同じ取り扱い」となっていたものが、平成17年4月から、国民年金の制度が変わり特例の届出を出すことによって、2年以上前の期間も第3号被保険者期間として取り扱い、将来その分の年金を受け取ることができるようになった。

ただし、平成17年3月までに第3号被保険者の届出があり、社会保険庁において第3号被保険者に該当していながら「保険料未納の取り扱い」となっていると把握している期間については、特例の届出の必要はない。

(参考)

		厚生年金	共済年金
国民年金(基礎年金)			
第3号被保険者 (サラリーマンの 被扶養配偶者)	第1号被保険者 (自営業者)	第2号被保険者 (民間サラリーマン) (公務員)	

確定給付企業年金法(平成13年6月15日法律第50号)

	▼S61.4 ▼第3号該当	▼原則による遡及	▼届出	現在▼
改正前		保険料未納の扱い	保険料納付済期間	保険料納付済期間
		2年間		
改正後		保険料納付済期間	保険料納付済期間	保険料納付済期間
	特例措置		2年間	

(問5－4) 行旅病人の取扱い

「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に基づく行旅病人の取扱いについて、示されたい。

1 行旅病人の範囲

行旅病人とは、行旅中に病気等で歩行困難となり入院治療を要する状態に陥りながら、療養の途を有しないものをいう。ただし、生活保護法による保護を受けられる者は対象としない。

なお、行旅中とは、自己の生活圏を離れて旅行中の意であり、旅行中であるか否かは、住居もしくは居所を有しているか否か、就労しているか否か、外国人登録をしているか否か等により判断するものであること。

「住所」とは、各人の生活の本拠すなわち生活の事実上の中心となっている場所をいい、居住の客観的事実に本人の主観的意思を考慮して判断される。「居所」とは、人が継続して居住しているが、「住所」ほどその場所との結びつきが密接でないもの、すなわち、そこがその人の生活の本拠地であるというまでには至らない場所をいう。

行旅病人が日本人の場合は、生活保護実施機関が調査の上、その者が要保護者であれば生活保護法を適用する。

(行旅病人及行旅死亡人取扱法における救護の対象となる者)

救護の対象となる外国人は、永住者、定住者の資格をもっていない短期滞在等の外国人で、行旅病人及行旅死亡人取扱法（以下「行旅法」と略す）で定める要件を満たしたもの。就労活動を認められ健康保険に加入している者や就労活動を認められていないものであって、滞在が1年以上と見込まれ国民健康保険に加入している者は対象とならない。

現実には、観光ビザで入国したが、入国後就労中に病気になり救急車で入院したような事例も発生するが、旅行中であるかどうかは、その者の生活実態（住所又は居所の有無、就労の有無等）を総合的に検討して判断する。一定の場所に生活の拠点を形成して日常生活を営んでいる者は、その日常生活圏の中では旅行者とはいえない。

雇用されて働いている場合は、保険の適用がある場合もある。また、雇用主が援助する場合もあるので、折衝の必要がある。また、東京都においては「外国人未払医療費補てん事業」（参考資料15参照）を実施しているので、活用できるか検討すること。

2 行旅病人の取扱い機関

- (1) 行旅病人の救護の責任を負うのは、救護を要する状態にある行旅病人の所在地を管轄する区市町村とする。
- (2) 警察官が行旅病人を発見した場合は、発見場所を管轄する区市町村が救護の責任を負う。
- (3) 救急隊が行旅病人を救護したときは、救護を開始した場所を管轄する区市町村が救

護の責任を負う。

(4) 行旅病人が自ら区市町村に救護を求めたときは、その区市町村が救護の責任を負う。

3 救護の方法及び程度

(1) 救護は行旅病人を医療機関に入院させて行う。

(2) 行旅病人に対する医療の給付は国民健康保健の診療方針及び診療報酬の例によることとし、その手続は別に定める。

(3) 行旅病人の入院中は別に定める基準の範囲で、必要な額の日用品費を支給する。

(4) 入院に際して、寝巻、洗面具等が必要なときは、別に定める基準（※）の範囲で必要な額を定める。

※別に定める基準 生活保護基準の入院患者日用品費の額を準用する。また、本人の所持金がある場合は、入院患者日用品費の50％に相当する額までは、被救護者が所持したまま基準額を計上して差し支えない。

※行旅病人と思われる外国人が入院し、医療機関から公的扶助についての適用について判断を求めるような相談があった場合には、区市町村職員は、直ちに病院に赴き（困難である場合には当該病院職員等の協力を得ながら）下記の事項を必ず確認すること。

- ・住所 ・氏名 ・国籍 ・在留資格 ・入国年月日 ・身元保証人の有無
- ・外国人登録の有無 ・就労許可と就労の有無 ・保険の有無 ・病状 ・所持金

行旅病人及行旅死亡人取扱法の適用を検討すべき事例については、東京都（福祉保健局生活福祉部保護課医療係）に情報提供を行い、取扱いに関する事務上の確認をした上で、当該医療機関に医療の委託を行う。

4 救護費用の弁償

(1) 救護に要した費用は被救護者の負担とする。

したがって、被救護者に所持金等の資力があるときは、費用の弁償を求めること。

(2) 被救護者から弁償金が得られないときは、扶養義務者の負担とする。

なお、被救護者が外国人であるときは、領事館等を通じて本国の扶養義務者と連絡をとること。

(3) 扶養義務者からも費用の弁償を得られないときは、区市町村は、別途定める請求手続により、その費用を4半期ごとに取りまとめて、東京都に請求することになる。

（都は、対象及び内容について個々に審査を行ったうえで、支弁額を決定して、区市町村に交付する。支弁の対象にならない場合もあるため、必ず事前に照会及び確認を行なうこと）。

[照会先]

（都の所管窓口） 福祉保健局生活福祉部保護課医療係 03-5320-4065

（参照）参考資料15 「行旅病人及行旅死亡人取扱法」の取扱いについて